

○群馬県薬物の濫用の防止に関する条例

平成 27 年 3 月 20 日

群馬県条例第 27 号

(目的)

第 1 条 この条例は、薬物の濫用が、人の心身の健康や生活のみならず、地域社会に対しても深刻な被害を及ぼしていることを踏まえ、薬物の濫用の防止について、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、県が実施する施策に関する基本的な事項を定めるとともに必要な規制等を行い、もって薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止することにより、県民の健康及び安全を守り、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- (1) 覚醒剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）第 2 条第 1 項に規定する覚醒剤及び同条第 5 項に規定する覚醒剤原料
- (2) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する麻薬、同条第 4 号に規定する麻薬原料植物及び同条第 6 号に規定する向精神薬
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法第 2 条第 2 号に規定する政令で定める物
- (4) あへん法（昭和 29 年法律第 71 号）第 3 条第 1 号に規定するけし、同条第 2 号に規定するあへん及び同条第 3 号に規定するけしから
- (5) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）第 32 条の 2 に規定する物
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 15 項に規定する指定薬物
- (7) 前各号に掲げる物のほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるもの（酒類及びたばこを除く。）

(薬物の濫用の禁止)

第 3 条 何人も、吸入、摂取その他の方法により、薬物を人の身体にみだりに使用してはならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、薬物の濫用の防止に関する総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 薬物の濫用の防止に関する施策が推進されるよう、県は、国、他の都道府県、県内市町村及び薬物の濫用の防止を目的とする団体と、緊密かつ相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 3 県は、薬物に関する情報の提供等を通じて、薬物の濫用の危険性に関する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、薬物の濫用の危険性に関する知識と理解を深めるとともに、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 県民は、濫用につながる薬物の使用、所持、取引等に関する情報を覚知した場合には、県に当該情報を提供するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、自らの社会的な責任を踏まえて、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業活動を行うに当たり、濫用につながる薬物の販売等に関する情報を覚知した場合には、県に当該情報を提供するよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第7条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

2 知事及び公安委員会は、相互に連携し、及び協力して、薬物の濫用の防止に関する調査、指導その他の措置を講ずるものとする。

(監視及び指導)

第8条 県は、薬物の濫用による危害の発生を防止するため、インターネット等を活用した監視及び指導を行うものとする。

(調査研究等)

第9条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物に関する調査研究を行うとともに、薬物の試験及び検査に関する研究開発を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第10条 県は、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守るため、薬物に関する情報を収集するとともに、県民に必要な情報を提供するものとする。

(教育及び啓発)

第11条 県は、県民が薬物の濫用の危険性に関する正しい知識に基づき行動することができるよう、教育及び啓発に努めるものとする。

(県民運動の推進)

第12条 県は、県内市町村、薬物の濫用の防止を目的とする団体及び県民の協力を得て、薬物の濫用の防止のための県民と一体となって取り組む運動を推進するものとする。

(知事指定薬物)

第13条 知事は、薬物（第2条第7号に掲げる物に限る。）のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを、知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ第21条第1項の群馬県薬物指定審査会の意見を聴くものとする。ただし、県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合であつて、あらかじめその意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定による指定をするときは、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示しなければならない。

4 知事は、第2項ただし書の場合において第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、その指定に係る事項を第21条第1項の群馬県薬物指定審査会に報告しなければならない。

(指定の失効)

第14条 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から第6号までに掲げる物のいずれかに該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失うときは、当該知事指定薬物の名称、失効の理由その他必要な事項を告示するものとする。

(勧告)

第15条 知事は、当該薬物（第2条第1号から第6号までに掲げる物及び知事指定薬物を除く。以下この項において同じ。）を第13条第1項の規定により知事指定薬物として指定することができない事由がある場合であつて、当該薬物の濫用により第2条第1号から第6号までに掲げる物又は知事指定薬物の濫用と同等の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認められ、かつ、直ちに一定の措置を執る必要があると認めるときは、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、購入し、譲り受け、又はみだりに使用する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行ったときは、県民に当該勧告に係る薬物に関する情報を提供するものとする。

3 知事は、第1項の規定による勧告を行ったときは、速やかに、その旨を第21条第1項の群馬県薬物指定審査会に報告するものとする。

(製造、販売、所持等の禁止)

第16条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第4号までに掲げる行為については、規則で定める正当な理由があるときは、この限りでない。

(1) 知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。

- (2) 指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。）。
- (3) 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること（県の区域外における販売又は授与の目的で広告する場合を含む。）。
- (4) 知事指定薬物を所持し、購入し、譲り受け、又はみだりに使用すること（第2号に該当する場合を除く。）。
- (5) 多数の者が集まって知事指定薬物をみだりに使用することを知らながら、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。

（警告）

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

- (1) 前条第1号の規定に違反して知事指定薬物を製造し、又は栽培した者
 - (2) 前条第2号の規定に違反して知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持した者
 - (3) 前条第3号の規定に違反して知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告した者
 - (4) 前条第4号の規定に違反して知事指定薬物を所持し、購入し、譲り受け、又はみだりに使用した者
 - (5) 前条第5号の規定に違反して場所を提供し、又はあつせんした者
- 2 知事は、前項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当する者が法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても、警告を発することができる。
- 3 前2項の警告は、書面を交付することにより行うものとする。
- 4 公安委員会は、警察職員が前条第5号の行為をした者を発見したときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に通知することができる。

（販売中止等の命令）

第18条 知事は、前条第1項の警告（同項第5号に係るものを除く。以下この条において同じ。）に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲受け若しくは使用の中止（以下「知事指定薬物の製造等の中止」という。）を命じ、又は相当の期限を定めて知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者に対し、同項の警告を発することなく、知事指定薬物の製造等の中止を命じ、又は相当の期限を定めて知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
- (1) 薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合において、前条第1項の警告を発するいとまがないとき。
 - (2) 前条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者が、過去に同項の警告を受けたことがあるとき。

(公安委員会による要請)

第 19 条 公安委員会は、薬物（第 2 条第 7 号に掲げる物に限る。）に関し、公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に対し、必要な措置を執るべきことを要請することができる。

(立入調査等)

第 20 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第 16 条各号に掲げる行為を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物（以下「知事指定薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させ、若しくは知事指定薬物等を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

- 2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 第 1 項に規定する職員又は前項に規定する警察職員であつて第 1 項又は前項の権限を行使するものは、第 1 項の職員は規則で、前項の警察職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(薬物指定審査会)

第 21 条 第 13 条第 1 項の規定による知事指定薬物の指定に関する事項、第 15 条第 1 項の規定による勧告に関する事項その他薬物（第 2 条第 7 号に掲げる物に限る。）の危険性に関する事項について調査審議させるため、群馬県薬物指定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、5 人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。
- 7 第 2 項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

(罰則)

第 23 条 第 18 条の規定による命令（第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係るものに限る。）に違反した者は、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 16 条第 1 号又は第 2 号の規定に違反した者
- (2) 第 18 条の規定による命令（第 17 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係るものに限る。）に違反した者

第 25 条 第 16 条第 3 号又は第 4 号の規定に違反した者は、6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処する。

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 20 条第 1 項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り、調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (2) 第 20 条第 2 項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第 27 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 23 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条から第 20 条まで、第 23 条から第 27 条まで及び次項の規定は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

(指定の失効に係る罰則の適用)

- 2 第 14 条第 1 項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした第 23 条から第 26 条までの違反行為については、知事指定薬物の指定がその効力を失った後においても、なお第 23 条から第 27 条までの規定を適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日条例第 23 号）

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 63 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月 25 日条例第 57 号）

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）の施行の日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 20 日条例第 69 号）

（施行期日）

第一条 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第二条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第三条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。